

登録マーク等の使用基準

E Q 基準 第3号 - 6

制定 平成11年11月 8日

改正 平成20年 8月 1日

株式会社 国際規格認証機構

目 次

(頁)

1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用範囲	1
4. 関連規格および関連文書	1
5. 登録マーク等の使用申請手続き	1
6. 清刷の使用 及び 管理方法	2
7. 新しい登録マーク と 認定シンボル	2
8. 従来の登録マーク と 認定シンボル	4
9. 登録マーク等の使用	6
10. 登録証の使用	6
11. 報告書の使用	6
12. 違反した場合の処置	6
13. 登録マーク・認定シンボルの使用許可期間	7
14. 一時停止・取り消し・登録範囲縮小時の処置	7
15. 連絡窓口	7

別紙 - 1 登録マークの使用許可申請書

別紙 - 2 OISC 登録マークの使用に関する許可について (許可証)

別紙 - 3 清刷の取り扱いについて (書式例)

別紙 - 4 清刷提供業者一覧表 (書式例)

1. 目的

この基準は（株）国際規格認証機構（以下「OISC」という。）の登録マーク及び（財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）の認定シンボルを使用する場合に登録組織が順守して頂く基準を定めたものです。

2. 用語の定義

(1) 登録マーク

OISCが商標登録したロゴマークをいう。（新マークについては登録出願中）

(2) 認定シンボル

JABが商標登録したロゴマークをいう。

(3) シンボル部

認定シンボルの正方形のロゴの部分をいう。

(4) 登録マーク等（5,9,12 参照）

登録マークと認定シンボルの組合せ、または登録マーク単独をいう。

(5) 登録組織

OISCの登録組織をいう。

(6) 登録範囲

登録の対象となる事業所及び業務範囲をいう。

(7) 清刷（きよずり）

登録マークと認定シンボルの電子的画像データ。解像度により、通常的清刷とウェブサイト表示用がある。

3. 適用範囲

この基準はOISCの登録組織に適用します。

4. 関連規格及び関連文書

(1) 関連規格

JAB N410 - 2008：認定シンボル使用規則（新しい認定シンボルの場合）

JAB N410 - 2006：認定シンボル使用規定（従来の認定シンボルの場合）

(2) 関連文書

環境マネジメントシステム審査登録契約書

品質マネジメントシステム審査登録契約書

受審と登録維持ガイド

品質マネジメントシステムの登録、維持、管理順守事項

5. 登録マーク等の使用申請手続き

(1) 登録マークの使用に当たっては、その内容を書面により提出して下さい。

（別紙1 登録マークの使用許可申請書）

- (2) OISCからは、その内容について確認のうえ許可証（別紙2「OISC登録マークの使用に関する許可について」）及び清刷を送付します。
認定シンボルについても、登録マークと組み合わせて使用することを本許可証によって許可したものとします。
- (3) 使用開始前に、使用例をOISCへ送付して下さい。
- (4) 登録マーク・認定シンボルについては、OISCから提供される清刷をもとに使用して下さい。認定シンボルの使用は、JABの「認定シンボル使用規則（規定）」に従って頂きます。

6. 清刷の使用及び管理方法

- (1) 通常清刷とウェブサイト表示用（いずれも電子的画像データ）を提供しております。
- (2) 清刷の解像度を低下させるなど画像を劣化させる改変をしないで下さい。
- (3) OISCから発行された許可証に記載された使用場所以外で登録マーク・認定シンボルを使用しないで下さい。
- (4) ウェブサイト表示用の清刷は印刷物作成には使用しないで下さい。
- (5) OISCから提供された清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行って下さい。
- (6) 外部の業者に清刷を提供する場合、外部の業者に上記(2)～(5)の内容を順守させて下さい。（順守させる方法として例えば通知文の送付等があります。別紙3「清刷の取り扱いについて」を参照下さい。）

また、清刷を提供した外部の業者の一覧表を作成して下さい。（様式は問いませんが、例として別紙4「清刷提供業者一覧表」を参照下さい。）

7. 新しい登録マーク と 認定シンボル

平成20年8月以降（品質ISO9001については、平成20年9月以降）、新しい登録マークと認定シンボルになります。なお、従来の登録マーク、認定シンボルも引き続き使用できます。（認定シンボルについては、平成23年9月14日まで）

(1) 登録マーク・認定シンボルの色

登録マークは清刷に示す表示色 又は、単色表示が可能です。

認定シンボルのシンボル部の基本色は青色（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードをRGB値へ変換した近似色）とします。

サブカラーとして黒色、灰色、金色、銀色の表示も認めます 但し、シンボル部以外の文字は黒色とします。

具体的には次ページに図解します。

また、認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合に限り、認定シンボル全体の色を当該印刷物に使用されている同一色での単色表示が可能です。なお、地色との明瞭な対比をもたせて認定シンボルを表示して下さい。

(2) 登録マーク・認定シンボルのサイズ

拡大または縮小して使用することは可能ですが、拡大縮小後の各部の比率は変えないようにして下さい。また、文字が識別できるように表示して下さい。

(3) 登録マーク・認定シンボルの位置

登録組織が認定シンボルを使用する場合、登録マークと認定シンボルを併記し、概ね同一サイズで使用して下さい。上下に併記する場合は認定シンボルを「下側」に配置して下さい。

(4) 登録番号及び認定番号

登録組織は認定シンボルを併記する場合、認定シンボルの下部には認定番号（清刷等参照）を必ず付記して下さい。登録マークの下部への登録番号付記は不要です。（付記しても構いません。）



表示色は以下参照。 J A B の下の「CM033」は ISO 14001 の場合です。

登録マーク指定色

清刷に示すカラー表示（青色は認定シンボルに準じます）、又は白黒表示を標準とします。ただし、単色であれば使用色の制限はありません。

認定シンボル指定色

シンボル部

青色表示（印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）他に黒、灰、金、銀色も可能です。

シンボル部以外：黒色

単色刷りの印刷物に使用する場合に限り、認定シンボル全体の色を当該印刷物に使用されている同一色での単色表示が可能です。

8. 従来の登録マーク と 認定シンボル

従来の登録マーク、認定シンボルも引き続き使用できます。
(認定シンボルについては、平成 23 年 9 月 14 日まで)

その使用時の注意事項については、従来どおりです。(以下 参照)

(1) 登録マーク・認定シンボルの色

登録マークは別図に示すフルカラー表示 又は、単色表示が可能です。
認定シンボルのシンボル部の基本色は青色(印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色)とします。
サブカラーとして黒色、灰色、金色、銀色の表示も認めます(ウェブサイト上へは金色、銀色は使用できません)。但し、シンボル部以外の文字は黒色とします。
具体的には次ページに図解します。

また、認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合に限り、認定シンボルの色を当該印刷物に使用されている同一色での単色表示が可能です。なお、地色との明瞭な対比をもたせて認定シンボルを表示して下さい。

(2) 登録マーク・認定シンボルのサイズ

拡大または縮小して使用することは可能ですが、拡大縮小後の各部の比率は変えないようにして下さい。また、文字が識別できるように表示して下さい。

(3) 登録マーク・認定シンボルの位置

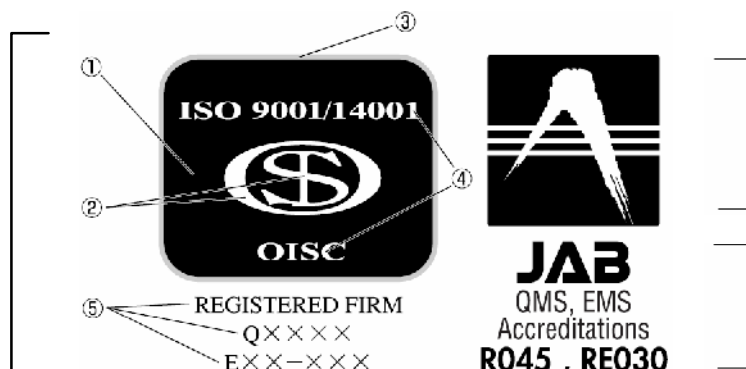
登録組織が認定シンボルを使用する場合、登録マークと認定シンボルを併記し、概ね同一サイズで使用して下さい。上下に併記する場合は認定シンボルを「下側」に配置して下さい。

(4) 登録番号及び認定番号

登録マークの下部の登録番号は表示なしでも可とします。
認定シンボルを併記する場合、認定シンボルの下部には環境(ISO14001)の場合「RE030」、品質(ISO9001)の場合「R045」を必ず付して下さい。

(次ページへ つづく)

フルカラー表示
又は
白黒、単色表示
(単色の表示方
法については下
表の白黒表示の
表示色を参考に
して下さい。)



シンボル部
青・黒・灰・
金・銀色表示

黒色表示

登録マーク

フルカラー表示	
指定カラー	プロセスカラー
	C=アイ M=アカ Y=キ B=スミ
DIC 184	C100%+M75%+Y10%
DIC 572	C80%+Y100%
DIC 206	M30%+Y100%
無色	
黒	B100%

白黒表示	
指定カラー	プロセスカラー
	B=スミ
黒	B100%
無色	
灰	B20%
無色	
黒	B100%

認定シンボル

青色表示 (印刷物上はマンセル 2.5PB 3.5/10、大日本インキ KK DIC 579、PANTONE 300C 又はその近似色、ウェブサイト上は、印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色)
他に黒、灰、金、銀色も可能ですが、ウェブサイト上は金、銀色は使用できません。

9. 登録マーク等の使用

(1) 登録マーク等を使用できる例を次に示します。次項の留意点とあわせ適正な使用をお願いします。

- a. パンフレット、広報活動文書及び製品カタログなど
- b. 封筒、レター用紙など
- c. 名刺（登録範囲の業務に従事する者のみ）
- d. ウェブサイト

(2) 使用に当たっての留意事項

- a. 登録範囲について誤解を招くおそれのある場合（全事業所、全業務の登録ではなく、除外した範囲がある場合）は、登録マーク等にあわせて登録範囲（事業所の名称及び/又は業務範囲）も明記のうえ使用して下さい。
- b. 製品や製品の包装箱などには、その製品自体が登録を受けたかのように誤解される恐れがあるので使用しないで下さい。
- c. 登録マーク等を使用して製品の特性機能が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしないで下さい。
- d. 登録組織自身のマークを、登録マーク等とともに使用する場合、明らかに識別できるようにして下さい。
- e. JABの認定について記述するとき、登録組織のシステムが直接JABにより承認されていると暗示するような表現にならないように注意して下さい。

10. 登録証の使用

登録証をコピーして使用する場合、コピーであることを明示して下さい。（ゴム印など）

11. 報告書の使用

報告書をコピーして提示する場合、部分的にコピーするなど内容の誤解を招くような方法で提示しないで下さい。

12. 違反した場合の処置

登録組織において、登録マーク等の使用について本基準が順守されなかった場合、また、登録に関する不正確な言及があった場合は是正処置の要求、登録の一時停止、登録の取り消し等及び必要に応じて法的手段を含む適切な処置をとらせて頂きます。

次項に示す具体的事例(1) 又は意図的な不正使用が判明した場合は即時に登録の一時停止の処置をとり、必要に応じ他の適切な処置をとらせて頂きます。

（使用違反の具体的事例）

- (1) 製品や製品の包装箱等に使用された場合
- (2) 製品が認証されているとの誤解を与えると判断される使用の場合
- (3) 登録範囲の業務以外に従事する者の名刺等に使用された場合
- (4) 登録範囲以外を含む全社的なパンフレット等に使用する場合に、登録範囲を

明記していない場合

- (5) 認定シンボルのみを使用している場合
- (6) その他、第三者に誤解を与えるような使用の場合

13. 登録マーク・認定シンボルの使用許可期間

登録マークの使用許可期間はマネジメントシステムの登録の有効期間内とします。
認定シンボルについても登録マークと同様としますが、OISC が JAB より認定の取り消しを受けた場合は使用することはできません。認定の取り消しを受けた場合、OISCより提供された清刷は外部の業者に提供したのも含み、復帰し得ない形で完全に消去して下さい。

14. 一時停止・取り消し・登録範囲縮小時の処置

登録組織は、登録を一時停止または取り消された場合、ただちに登録範囲の登録マーク・認定シンボルの使用を中止していただきます。登録の取り消しを受けた場合、OISCより提供された清刷は外部の業者に提供したのも含み、復帰し得ない形で完全に消去して下さい。

なお、登録の一時停止の場合、停止解除後は使用を再開できます。

また、登録範囲が縮小された場合、縮小された範囲が含まれるすべての広告物の登録マーク・認定シンボルの使用箇所を適切に修正してください。

15. 連絡窓口

登録マーク・認定シンボルの使用について不明な点がございましたら、環境審査部又は品質審査部までご連絡下さい。

以 上

平成 年 月 日

株式会社 国際規格認証機構

_____ 印

登録マークの使用許可申請について

標記の件、下記の通り申請致します。

記

1 . 使用箇所

- ・
- ・
- ・

2 . 使用開始時期

- ・ 使用許可後

3 . 使用基準

- ・ 「登録マーク等の使用基準」を順守致します。

4 . その他

- ・ 本申請内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに届出致します。
- ・ それぞれの使用開始時にその一例を速やかに提出致します。

以 上

業発H 第 号
平成 年 月 日

御中

株式会社 国際規格認証機構
業 務 部 長

OISC登録マークの使用に関する許可について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「登録マーク等の使用許可申請について」（平成 年 月 日付）によりいただいております申請につきまして、下記の通りと致しますので宜しくお願い致します。

敬具

記

1. 使用箇所

- ・
- ・
- ・

上記について許可致します。

2. 使用条件

- ・ 貴社申請の通り「登録マーク等の使用基準」を順守して下さい。
- ・ 清刷を提供された印刷業者、ホームページ作成業者等の一覧表を作成して下さい。業者には清刷の取扱いについての要請事項を通知して下さい。
(詳細はOISCホームページのマーク使用規定をご参照下さい)
- ・ 使用開始前にその一例(原稿等)をご送付下さい。

以上

20 年 月 日

御中

清刷の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件、弊社より提供致しました清刷に付きまして下記の通りお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1．清刷内容の変更及び解像度を低下させないこと。
- 2．作成を依頼したもの以外に清刷を使用しないこと。
- 3．ウェブサイト表示用の清刷は印刷物作成に使用しないこと。
- 4．清刷の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うこと。

以上

清刷提供業者一覧表

日付：20 年 月 日

項番	提供業者名	清刷提供日	提供した清刷の種類	作成依頼物	通知文発信日
例	株式会社	2008年8月20日	印刷物用清刷（イラストレータ、BMP） ウェブサイト表示用清刷（JPEG）	名刺 ホームページ	2008年8月20日
1					
2					
3					

